

箕面市住居表示実施基準

箕 面 市

改正 昭和56年 7月 1日
昭和60年 8月26日
平成10年 4月 9日

箕面市住居表示実施基準

第1 街区方式による実施基準

1 町の区域の合理化

街区方式によって、住居を表示しようとする場合において、その区域内の町（字を含む。以下同じ。）の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつできるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努めるものとする。

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるものとする。

この場合境界線は、道路、河川、水路等の側線を取ることが適當である。

町界線は、原則として南北の場合は東側、東西の場合は北側側線とする。

(2) 町の形状及び規模

ア 町の形状は、その境界が複雑にいきなり飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成するように留意する。

イ 町（丁目）の規模は、当該地域の性格及び形態並びに用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、100,000平方メートル内外を標準として、街区があまり多くなったり、少なくなったりしないように定めるものとする。

2 町の名称の定め方

1による町の区域の合理化のため新しく町を設け、又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によるものとする。

(1) できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。）に準拠して定めることを基本とする。

(2) 同一市内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等(1)の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにする。

(3) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行うものとし、丁目の数は、おおむね8～9丁目程度にとどめるものとする。

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道、軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとするが、参考までに住居地域における標準を示せば、6,000～9,000平方メートル、戸数30～40戸程度とする。

ただし、工場その他でこれによりがたいときは、適宜の大きさを街区を設定することができるものとする。

4 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い市役所等を中心とし、その中心に近い街区を起点として、一定の基準により順序よくつけるものとする。

5 住居番号のつけ方

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作製される地図に基づいて次の基準により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につけるものとする。

ア 中心に近い街区の角を起点として、原則として右まわりに街区の境界線をあらかじめ一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）を当該間隔に順次つけるものとする。

イ 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(イ) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

(ロ) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

ウ フロンテージは、原則として10メートルとし、住居番号をつけるとき同一番号又は欠番が多くなならないようにその地域の実情に応じて定めるものとする。

エ 街区の一辺にフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、その部分は、原則として、直前のフロンテージに加えて定めるものとする。

- (2) 特殊な場合の住居番号は、次のような一定の基準によってつけるものとする。

ア 建物等の出入口又は通路の中心が2つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

イ 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により、主要な出入口又は通路を一つ選定して、その出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

ウ 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても(1)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とする。

エ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れ、同一番号が多くなる可能性がある場合は、当該建物から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところを基礎番号とし、道路への主要な通路に枝番号をつけることができる。

枝番号は、道路への主要な通路において、原則として小さい基礎番号側を奇数、大きい基礎番号側を偶数とするが、その地域の実情の応じてあまり複雑とならないように定めるものとする。

6 住居表示のしかた

ア 住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	番〇 号

（注）上記の表記を略記する場合には、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	— 〇

イ 5の（2）のエによる場合は、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	番〇 号の 〇

（注）上記の表記を略記する場合には、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	— 〇—〇

7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては下記のとおりとする。

(1) 町名

団地のみの地域の町名には、〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を用いてもさしつかえないものとする。

(2) 街区割り

ア 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して原則として幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画された区域をもって一街区としてもさしつかえないものとする。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいくつ存在する場合には、その建物等も含めて街区を画することが適当である。

ウ 団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえないものとする。

(3) 住居番号のつけ方

ア (2)のウにより街区割りをする場合を除き、棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 棟番号は、その団地の中心となる場所を定め、その中心にもっとも近い建物を起点として一定の基準により順序よくつけるものとする。

ただし、既に棟番号（棟符号を含む。）が一定の基準によって順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。

ウ 各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。

エ 連続住宅又は共同住宅以外の建物の住居番号については、当該街区の建物につけられる棟番号とまぎらわしくならないように留意して、5によりつけるものとする。

これによりがたい場合は、一定の基準により順序よく住居番号をつけるものとする。

オ (2)のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は、5の例によるものとするが当該街区の建物につけられる住居番号とまぎらわしくならないように留意する。

(4) 住居表示のしかた

ア 住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	番 〇 - 〇号
	↑ 棟番号	↑ 各戸の番号

イ 7の（2）のウによる場合は、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	番 〇 号
	↑ 棟番号	↑ 各戸の番号

8 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して、住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので、住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

ア 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は一定の基準により順序よくつけるものとする。

イ 一街区の中にある中高層建物について、一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、7の団地の住居番号のつけ方に準じ、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることはさしつかえないものとする。

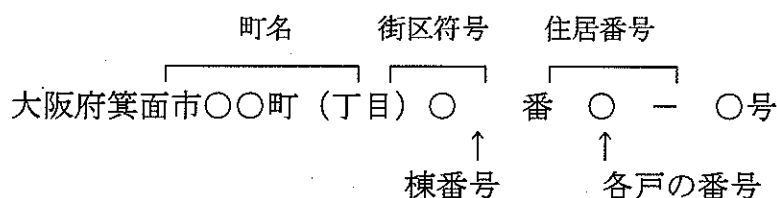
(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

(1) のアの場合

町名	街区符号	住居番号
大阪府箕面市〇〇町（丁目）	〇	番 〇 - 〇号
	↑ 基礎番号	↑ 各戸の番号

(1) のイの場合



9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し保管する。

住居表示台帳は、縮尺500分の1によるものとし、縮尺3,000分の1（又は2,500分の1）の都市計画図を基礎として街区ごとに作製する。

この場合には各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる500分の1の街区の図面の上に添付する。

第2 表示板の基準

1 表示板の原則

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合には、次の原則による。

- (1) 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として街を美しく見せるものにする。
- (2) 表示板の材質は、地方の風土等を勘案し耐候性あるものを選ぶものとする。
- (3) 表示板は、交通標識等他の公的な表示板と一見して区別できるものとする。
- (4) 表示板は、各種の設置条件に対応しうるものであり、ある程度量産でき安価に作れるものとする。

2 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにするものとする。

この場合において、街区表示板の周辺1メートル以内に他の表示板等がないように留意して設けるものとする。

(2) 寸法及び表記

市名の表記を必要とするものの寸法は、縦660ミリメートル、横120ミリメートル、市名の表記を必要としないものの寸法は、縦560ミリメートル、横120ミリメートルとし、別紙1のとおり縦の表記とする。

(3) 文字及び数字の書体

ア 町の名称等の使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用いるものとする。

イ 街区符号又は住居番号の表示に使用する数字はアラビア数字とし、その書体は、ユニバースメデュウムを用いるものとする。

ウ 市名及び町の名称等のローマ字表示は、ローマ字及び数字の書体は、ユニバースメデュウムを用いること。またローマ字については語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は、ヘボン式によること。

なお、町の名称の表記は、箕面市公共施設における外国語表記マニュアル(平成7年(1995年)箕面市作成)によること。

(4) 色彩

表示板は、二色をもって構成し、次のとおり一色は地色とし、他の色は文字、数字その他の色とする。

なお、地色と文字、数字その他の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならないものとする。

ア 文字、数字その他の色は、日本工業規格(JIS) Z 8721「色の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色か明度8以上で彩度2以下の淡色とする。

イ 地色は別紙2に掲げる12種類の範囲内において採用するものとする。

(5) 材質

街区表示板は容易に腐朽し、又は退色しない材質のものにより作製しなければならない。

(6) その他

街区表示板に広告を付属させることは好ましくない。財政上その他やむをえない事情により広告をつける場合には、次のとおり規制を行うものとする。

ア 広告は、縦120ミリメートルの表示板により、街区表示板の下に中心をそろえて設けるものとする。

イ 広告の地色又は文字等に用いる色彩は、当該街区表示板と同色のものを採用する。

3 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね1.6メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。

この場合大きな建物にあっては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さに歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記

ア 住居番号表示板は、縦60ミリメートル、横120ミリメートルの寸法で、横の表記としたものを用いることを原則とする。表記法について標準的なものを示すならば別紙3のとおりである。

なお、大きな建物にあっては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることが適当であるものとする。

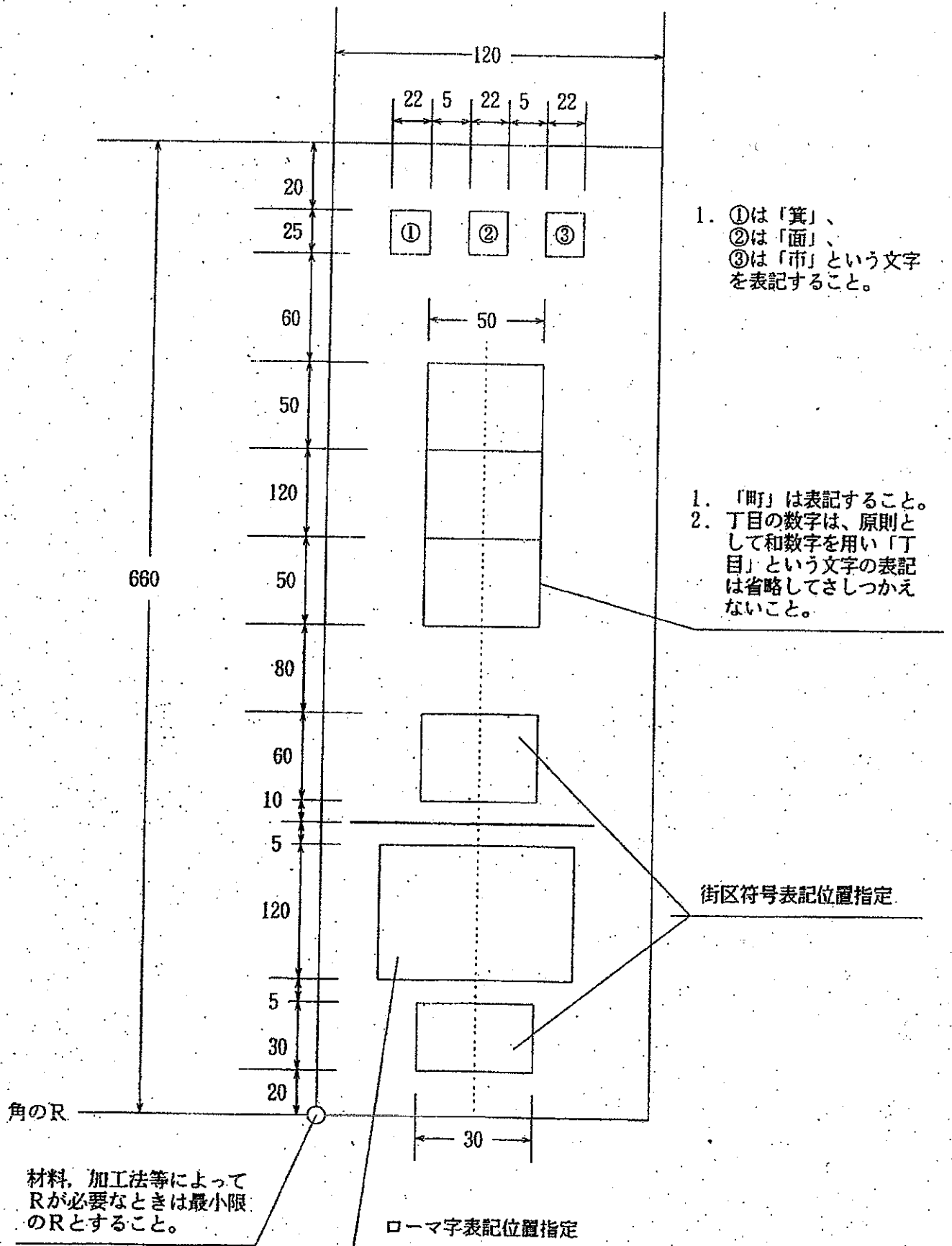
イ 建物その他の工作物の所有者等が上記の表示板によらない表示をしようとする場合（たとえば建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取り付けあるいは建物に直接塗書する等による場合）にあってもその表記は上記によるように努めるものとする。

4 その他

ア 数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例によるものとする。

イ 中高層の棟番号がつけられている場合にその棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとする。

別紙 1 街区表示板 単位：ミリメートル



別紙 2

色 彩 指 定

慣 用 色 名 表 示 (JIS Z 8102)	色の三属性による表示 (JIS Z 8721)
灰 色	N 4
灰 味 赤	5 R $\frac{5}{2}$
う す 赤	5 R $\frac{6}{4}$
暗 い 茶	10 R $\frac{4}{5}$
黄 茶	10 Y R $\frac{5.5}{4.5}$
暗 い 黄 緑	5 G Y $\frac{5}{5.5}$
黄 緑	10 G Y $\frac{5}{8}$
に ぶ 緑	10 G $\frac{5}{5.5}$
青 緑	2.5 B G $\frac{4}{8}$
青 味 黒 (鉄 色)	7.5 B G $\frac{2}{2}$
暗 い 青	2.5 P B $\frac{2.5}{7}$
う す 青 紫	7.5 P B $\frac{6}{8}$

住居番号表示板

単位：ミリメートル

